浜松市公告第562-1号

浜松市の業務委託契約等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の6及び浜松市契約規則(昭和39年浜松市規則第31号)第4条の規定に基づき公告する。

令和7年10月22日

浜松市長 中野 祐介

記

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務委託名 浜松市立舞阪小学校、舞阪中学校及び浜松市雄踏学校給食センター 給食調理及び配送等業務委託(課名 健康安全課)

(2) 業務委託の場所 浜松市立舞阪小学校 浜松市中央区舞阪町舞阪76番地 浜松市立舞阪中学校 浜松市中央区舞阪町舞阪4601番地 浜松市雄踏学校給食センター 浜松市中央区雄踏町宇布見725番地

(3) 業務内容 給食調理業務並びにそれらに付随する業務

(4)履行期間(契約期間) 令和8年4月1日~令和12年3月31日(契約期間は、契約締結日~令和12年3月31日)

2 入札及び契約担当課(以下、「入札等担当課」という。)

〒430-0929 静岡県浜松市中央区中央一丁目2番1号イーステージ浜松オフィス棟 5階 浜松市教育委員会健康安全課

電話: 053-457-2422 FAX: 053-457-2579

メールアドレス: kenkou@city. hamamatsu-szo. ed. jp

3 入札参加資格

本件入札は、次に掲げる全ての要件を満たす者に限り参加できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示(平成20年10月1日浜松市告示第390号)の規定により、令和7・8年度の競争入札参加資格(業務委託・賃貸借業種分類3031:給食等調理業務委託)の認定を受けているものであること。
- (3) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者 (更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を 除く。)でないこと。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2

条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

- (6) 市内に本店を有する者又は市外に本店を有し、市内の営業所等に契約委任している者。
- (7) 令和4年4月1日以降、学校給食または産業給食の調理業務受託実績(1か所につき1回の調理食数1500食以上)があること。
- (8) 業務の履行を停止せざるを得なくなった場合に備え、停止期間中の業務について代行による体制を整備していること。※雄踏給食センターは除く。
 - ア 代行保証の方法

次の①~③のいずれかの方法によるものとする。

- ① 公益財団法人日本給食サービス協会 学校給食代行保証事業への加入
- ② 代行事業者の確保 業務代行者の要件:学校給食調理業務を現に受託し、1校の調理食数が1日 500食以上であること。
- ③ その他、別記の1の受付終了日時までに市が適当と認める方法
- イ 受託者の負担

代行保証事業への加入・代行事業者の確保に係る費用は受託者が負担すること。

4 入札参加資格の確認申請

本件入札の参加希望者は、「業務委託等入札参加資格確認申請書(一般競争)」(以下、「確認申請書」という。)を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。なお、参加資格の確認基準日は、確認申請書の受付最終日とする。

(1) 提出方法

持参すること。(郵送、FAX及び電子メールによるものは、受け付けない。)

(2) 受付期間

令和7年10月23日(木)から令和7年11月5日(水)まで(提出先に必着) (持参の場合は、21項に記載する受付時間内に持参すること。)

(3) 提出先

入札等担当課(2項に記載のとおり。)

(4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

- (5) その他
 - ア 確認申請書に、入札参加資格の確認結果についての希望する通知方法(①入札等担当課で受け取り、②郵送のいずれか一つ。詳細は5項に記載のとおり。)を記載すること。なお、郵送での通知を希望する場合は、確認申請書を提出する際に、郵便料金(110円)及び速達料金分の切手を貼った返信用封筒を添付すること。
 - イ 入札書の提出を取りやめる場合は、入札等担当課へ連絡すること。
 - ウ 受付期間内に確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。

5 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

(1) 通知方法

次のいずれかの方法のうち、申請者が希望する方法により通知する。なお、原則として電 話連絡はしない。

ア 入札等担当課で受け取り

イ 郵送 (※郵送を希望する場合は、参加資格確認申請書を提出する際に、郵便料金 (110円)及び速達料金分の切手を貼った返信用封筒を添付すること。)

(2) 確認結果の通知日

ア 入札等担当課で受け取りの場合

令和7年11月10日(月)午後1時以降に、入札等担当課で受け取ること。(21項に記載する受付時間内に限る。)

イ 郵送の場合

令和7年11月10日(月)までに発送する。

6 入札参加資格が無いと認められた者の理由説明要求

入札参加資格を確認した結果、入札参加資格が無いと認められた者は、本市に対しその理由 について説明を求めることができる。

(1) 要求方法

要求期限までに文書により説明を要求すること。また、当該文書は持参により提出すること。(郵送、FAX及び電子メールによるものは、受け付けない。)

(2) 要求期限

令和7年11月12日(水)まで

(持参の場合は、21項に記載する受付時間内に持参すること。)

(3) 提出先

入札等担当課(2項に記載のとおり。)

(4) 様式

任意の様式を用いること。

(5) 要求への回答

理由説明要求に対する本市の回答は、説明を求められた日から2日以内に文書で行う。

7 仕様書等の提供方法

本件入札に係る契約書案、入札心得、仕様書及び業務説明資料等(以下「仕様書等」という。)は、次のとおり提供する。

(1) 提供方法

ア 入札等担当課で配布 (1業者につき1部。無料。)

イ 入札等担当課で貸し出し(1業者につき1部。貸出日の翌日午前9時までに返却すること。)

(2) 提供期間

令和7年10月22日(水)から令和7年11月19日(水)まで (配布又は貸し出しは、21項に記載する受付時間内に限る。)

8 入札公告及び仕様書等に対する質問

(1) 質問方法

質問書を持参、郵送等(一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。)、FAX又は電子メールで提出すること。(持参以外の方法にて提出する場合は、提出の際に契約担当課へ電話で連絡をすること。)

(2) 受付期間

令和7年10月23日(木)から令和7年11月11日(火)まで(提出先に必着) (持参の場合は、21項に記載する受付時間内に持参すること。)

(3) 提出先

入札等担当課(2項に記載のとおり。)

(4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7月11月17日(月)から入札等担当課において閲覧に供するとともに、入札参加者全員に質問に対する回答書を提供する。

9 本件入札に関する説明会

開催しない。給食室等の見学は開催し、仕様書等の貸し出し又は提供開始と同時に見学希望受付書についても配布し、見学希望の受付を開始する。なお、詳しい日時及び場所については、見学希望受付書に記載する。

10 入札執行の日時及び場所

- (1) 目時 令和7年11月20日(木) 午前10時
- (2)場所 浜松市教育委員会 教育委員会室 ※控室・・・第3会議室 (浜松市中央区中央一丁目2番1号イーステージ浜松オフィス棟6階)

11 入札書の提出方法

(1) 提出方法

入札執行日時に入札場所へ持参(郵送、FAX及び電子メールによる入札はできない。)

(2) 提出の取りやめ

入札書の提出を取りやめる場合は、入札等担当課へ連絡すること。

12 入札書、入札用封筒及び郵送用封筒等の記載事項等

別紙「入札(見積合せ)の注意事項 *業務委託・賃貸借用」のとおり。

13 入札方法等

- (1) 入札は総価で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。なお、入札書に記載される入札金額は、人件費等の年次的な上昇を考慮した上で算出すること。
- (2) 第1回の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した業務委託費等内訳書を提出すること。なお、本書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (4) 落札となるべき同価格の入札者が2人以上いる場合は、当該入札者にクジを引かせて落札者を定める。事前提出及び郵送等による入札者のクジは、当該入札者の代わりに本件入札事務に関係ない本市職員が引くものとする。
- (5) 本件入札は、本件入札公告に記載する事項のほか、「浜松市物品購入等の入札執行ついて (入札心得)」に基づき実施するので、入札参加者は入札心得を確認の上、入札に参加する こと。

14 最低制限価格の設定

有り (浜松市業務委託契約における最低制限価格取扱要領を適用)

最低制限価格を下回る価格で入札を行った者は失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

15 入札の無効

浜松市契約規則第 13 条第 1 項の各号及び浜松市物品購入等に係る一般競争入札要領第 9 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

※開札前に、人的関係のある複数の者が1者を除き入札を辞退した場合は、残る1者の入 札は無効とはならない。

16 入札保証金

本件入札は、入札保証金を免除する。

17 前金払及び部分払

原則、前金払及び部分払はできないものとする。

18 契約書の作成

要

19 契約に関する特記事項

令和7年度から令和11年度までの契約であるが、実際の調理業務は令和8年度から実施するため、令和7年度中の委託料の支払は無いものとする。

20 期間の計算

本件公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例(平成元年浜松市条例第76号)第1条第1項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

21 受付時間

午前9時から午後4時まで(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)